

耐震構造計算書偽装問題に関する被害者救済に関する意見書

今般の構造計算偽装問題で、夢を持って生きていくためのついの住みかと思っ
て長期ローンを組んで買った善意の住民が地獄に突き落とされ、また近隣の
周辺住民もいつ倒壊するかわからないという恐怖と不安にさいなまれるよう
になった。地震大国と言われている日本において、震度5強程度の地震はいつ起き
ても不思議ではなく、当該建物住民のみでなく、その周辺住民の生命をも脅かす
極めて悪質な行為が国の監督のもとで行われる建築物の設計・施工・検査の場
で起きたことについて、極めて深刻に受け止めなければならない。

耐震偽装マンションの住民は、使用禁止命令が出され、なかば強制的に住居を
失った。国は、昨年12月に「構造計算書問題への当面の対応」をまとめ、偽装
によって強度が基準の50%以下しかない分譲マンションについて、既存制度
を利用し、建て替え費用の一部を支援するとしている。しかし、国の支援策に基
づいて自治体が作成した建て替え案に居住者が合意したマンションは一つもな
い。既存の住宅ローンに加え、新たに2000万円を超える巨額の追加負担が求
められることから、過度の不安を抱えた状態に置かれている。耐震構造偽装問題
による被害をこうむっている居住者にこれ以上の負担がかからないようにする
とともに、欠陥住宅の再発を許さないという立場から、国民が安心して生活でき
る住居を確保することができるよう、以下のとおり求めるものである。

記

- 1 耐震偽装の被害者の救済に国を挙げて全力で取り組むこと。
- 2 偽装建築物の円滑な建て替えや補強を実行できるよう、「構造計算書問題へ
の当面の対応」の抜本的な見直しを含め、被害者救済策の充実に向けた特別の
法的措置を講じること。
- 3 欠陥のある建物を抵当権にとって融資を行うなど、担保価値を見誤った銀
行も責任の一端を負担すべきであること。重荷となっている二重ローン問題
に対処し、被害者の生活再建に向け、既往ローン債務軽減のための銀行との交
渉、ヒューザーなど補償責任がある販売主や関係した企業からの資金回収、無
利子基金の設立などについて国の責任で対応すること。
- 4 今後、売主に重大な過失があるときの債務が住民から売主へ移転されるよ

うにするとともに、審査能力を持つ金融機関も建築物の安全・性能に一定の責任を有するように検討すること。

- 5 マンションなどに欠陥が見つかった場合、補修費用などを建設業界が負担するよう、住宅保障保険制度の創設を検討すること。
- 6 被災者生活支援制度の充実を図るとともに、国や自治体が問題業者の代わりに補償を立て替えるような犯罪被害者救済代行制度を検討すること。
- 7 耐震偽装のホテルや賃貸マンションに対する支援策も検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月15日

名 寄 市 議 会